

千葉県社会福祉法人経営者協議会 若者チャレンジ支援規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 千葉県社会福祉法人経営者協議会(以下「本会」という。)は、所属会員法人が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の立法趣旨に<u>則り、修学に際し経済的援助を必要としている千葉県内高等学校卒業生等への支援を目的とする</u>修学・就業支援事業を千葉県、千葉県社化福祉協議会及び千葉県介護福祉士養成校連絡協議会と連携を図りながら<u>実施</u>するため、この規程を定める。</p> <p><u>2 専門的知識や技術の習得のため養成校に修学し、卒業後、千葉県に在留して就労を目指す外国人留学生及び福祉系4年制大学で経済的援助を必要とする学生も対象とする。</u></p> <p><u>3</u> 本規定は、当該事業の適正かつ円滑な運営を図るため、基本的な事務手続きを規定する。</p> <p>(デュアル支援金及び奨学生)</p> <p>第2条 本規定に基づき交付する支援金を「若者チャレンジ・デュアル支援金」(以下「デュアル支援金」という。)と称する。デュアル支援金は、「奨学支援金」と「生活支援金」の2種類の支援金を合わせた支援金の総称とする。支援を受ける者を奨学生という。</p> <p>2 デュアル支援金は、本事業に賛同し奨学生を受け入れる会員法人(以下「受入法人」という。)が、奨学生<u>の修学支援のために拠出し、その支援期間は修学年限を上限とする。</u></p> <p>3 奨学生は、受入法人の施設において、学業に支障のない範囲で就業する。</p> <p>(奨学生の採用)</p> <p>第4条 奨学生としての採用は、提出された申請書に基づき受入法人が選考することとし、採用の内定又は不採用の決定をした時は、速やかに申請者及び本会に通知するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 千葉県社会福祉法人経営者協議会(以下「本会」という。)は、所属会員法人が「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の立法趣旨に<u>賛同して実施する</u>、千葉県内高等学校卒業生への修学・就業支援事業に対し、千葉県、千葉県社化福祉協議会及び千葉県介護福祉士養成校連絡協議会と連携を図りながら<u>支援</u>するため、この規程を定める。</p> <p>2 本規定は、当該事業の適正かつ円滑な運営を図るため、基本的な事務手続きを規定する。</p> <p>(デュアル支援金及び奨学生)</p> <p>第2条 本規定に基づき交付する支援金を「若者チャレンジ・デュアル支援金」(以下「デュアル支援金」という。)と称する。デュアル支援金は、「奨学支援金」と「生活支援金」の2種類の支援金を合わせた支援金の総称とする。支援を受ける者を奨学生という。</p> <p>2 デュアル支援金は、本事業に賛同し奨学生を受け入れる会員法人(以下「受入法人」という。)が、奨学生が<u>養成校に通学する2年間、修学支援のために拠出する。</u></p> <p>3 奨学生は、受入法人の施設において、学業に支障のない範囲で就業する。</p> <p>(奨学生の採用)</p> <p>第4条 奨学生としての採用は、提出された申請書に基づき受入法人が選考することとし、採用の内定又は不採用の決定をした時は、速やかに申請者及び本会に通知するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 受入法人は、奨学生内定者の受入養成校や大学（以下「養成校等」という。）入学を証明する書類又は養成校等の推薦書を受領した時点で、奨学生としての採用を正式に決定する。</p> <p>※以下、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条中の「養成校」はすべて「養成校等」に改正</p> <p>（デュアル支援金の交付）</p> <p>第6条 奨学支援金は、<u>修学年限を上限として年400,000円を</u>交付することとし、入学時及び<u>2年時以降</u>の春学期に、受入法人から養成校に対し、学費の一部として直接交付する。</p> <p><u>2 デュアル支援金は、他の介護福祉士修学資金、保育士修学資金、社会福祉士修学資金の貸付制度や給付制度との併給を妨げない。ただし、他制度による併給を受ける場合は、デュアル支援金における奨学支援金の1年間の交付額は、他制度の交付額で不足する1年間の学費か、400,000円のいずれか少ない額を上限とする。</u></p> <p><u>3 生活支援金は、修学期間を上限として毎月20,000円を給付することとし、返還を要しないものとする。ただし、地域医療介護総合確保基金の居住費など他制度により生活支援金と同様の支給を受ける場合は非該当とする。</u></p> <p>※内容を改正して第6条中で整理</p>	<p>2 受入法人は、奨学生内定者の受入養成校（以下「養成校」という。）入学を証明する書類又は養成校の推薦書を受領した時点で、奨学生としての採用を正式に決定する。</p> <p>（デュアル支援金の交付）</p> <p>第6条 奨学支援金は、<u>年600,000円を2年間</u>交付することとし、入学時及び<u>2年時の</u>春学期に、受入法人から養成校に対し、学費の一部として直接交付する。</p> <p>2 生活支援金は、毎月20,000円を<u>就学中の2年間</u>給付することとし、返還を要しないものとする。</p> <p><u>（他制度との併給）</u></p> <p><u>第12条 デュアル支援金は、他制度の貸付事業による貸付金との併給を妨げない。</u></p> <p><u>2 前項により、他制度の併給を受ける場合は、デュアル支援金における「修学支援金」の交付額は、原則として年額50万円又は2年間で100万円を限度とする。</u></p>

千葉県社会福祉法人経営者協議会若者チャレンジ支援規程基本細則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(支援対象者)</p> <p>第1条 支援対象者は、家庭の経済状況等から若者チャレンジ・デュアル支援金（以下「デュアル支援金」という。）を必要とし、受入法人施設において介護福祉士、保育士、<u>及び社会福祉士</u>の資格取得を目指しながら3年以上業務に従事することが确实と認められる者であって、原則として次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 千葉県内に住所を有する者。</p> <p>二 千葉県内の受入養成校 <u>又は大学</u>に就学予定の者（就学中の者を含む）。</p> <p>(受入養成校)</p> <p>第2条 支援規程第4条に定める受入養成校とは、社会福祉士及び介護福祉士法 <u>第40条第2項第1号から第3号</u>までの規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校 <u>又は都道府県知事の指定した養成施設</u>並びに児童福祉法第18条の6の規定により、<u>都道府県知事</u>が指定した学校、養成施設をいう。</p>	<p>(支援対象者)</p> <p>第1条 支援対象者は、家庭の経済状況等から若者チャレンジ・デュアル支援金（以下「デュアル支援金」という。）を必要とし、受入法人施設において介護福祉士、保育士の資格取得を目指しながら3年以上業務に従事することが确实と認められる者であって、原則として次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 千葉県内に住所を有する者。</p> <p>二 千葉県内の受入養成校に就学予定の者（就学中の者を含む）。</p> <p>(受入養成校)</p> <p>第2条 支援規程第4条に定める受入養成校とは、社会福祉士及び介護福祉士法 <u>第39条第1号から第3号</u>までの規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、<u>養成施設</u>並びに児童福祉法第18条の6の規定により、<u>厚生労働大臣</u>が指定した学校、養成施設をいう。</p>